

大震災から 100 日が過ぎて

6月18日は東日本大震災から100日。亡くなられた方々のご冥福をあらためてお祈りするとともに、復興に向けた被災地の力強い営みと、今なお決死の作業が続けられている福島第一原発の現場に対して、心からの応援を送りたいと思います。

今後、まだ大きな余震や、全く別の大地震が誘発される恐れもあります。原発事故についても依然として安定してはおりません。私たちは「震災後」というより、いまだ「震災中」を生きている、と考えるべきでしょう。そして、だからこそ下を向いて暗くならず、上を向いて歩くことが大事だと思います。

先般、都内で開かれた「全国市長会議」の会場で、郡山市の原市長から、4月に郡山に届けられた本庄市民・企業・団体からの救援物資に対して、丁寧なお礼のご挨拶をいただきました。「皆様どうぞよろしくお伝えください」とのことでした。

本庄市民の中には、今も被災地で、あるいは被災さ

れた方々に対し、善意のボランティア活動をされている方々がおられます。例えば、本庄つみっこ研究会の皆さんは、B級グルメ団体として県の呼びかけに応じて、来る7月6日に加須市騎西高校で行われる福島県双葉町の皆さんへの炊き出しボランティアに、手弁当で参加されます。

大変な時代ではありますが、この「震災中」において、今までの世の中のありようを見直し、これからの社会のあり方、経済のあり方、エネルギーのあり方、政治行政のあり方、もっと言えば家族や人のあり方などについてみんなが考え、模索することは、かならず日本の、そして地球の未来にとって貴重な経験になるでしょう。本庄市は、総合振興計画に掲げる「あなたが活かす みんなで育む 安全と安心のまち 本庄～世のため、後のため～」を基本理念としております。私は今回の震災を経て、あらためてこの理念がどんな時代にも普遍的なものであることを実感しているところです。

本庄市長 吉田信解

お知らせ

医療機関の適正受診にご協力ください

○かかりつけ医をもちましょう
風邪等の軽い病気であれば、大病院でも身近な開業医でも治療内容が変わらないものもあります。

開業医なら、待ち時間も短く、体への負担も軽減されます。また、病状によっては適切な医療機関を紹介してくれるなど、とっさの場合に大変心強い存在です。

病歴、体質、家族がかかった病気等も良く知っている身近なかかりつけ医をもちましょう。

○休日夜間の診療は控えましょう

診療時間以外の診療は、時間外、休日、深夜加算料金が発生します。また、緊急を要する重症患者への治療に支障をきたします。急病などのやむを得ない場合を除いては、診療時間内に受診しましょう。

○はしご受診・重複受診はやめましょう

医師の紹介を受けず、自己判断だけで同じ病気でいくつ

もの医療機関を受診することはやめましょう。

何度も検査、処置、注射、投薬などを行うので、医療費の無駄だけでなく体にも負担がかかり、悪化させてしまうこともあります。

○ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬と同時に薬事法に基づいて厚生労働省から承認され、安全性も効き目も立証されている低価格の薬です。

ジェネリック医薬品への変更不可との医師の署名又は記名押印のある処方箋以外は変更することができませんので、医師、薬剤師に相談しましょう。

★保険課 ☎ 1116、市民福祉課 ☎ 1331（内線 315）



建築主のみなさんへ家を建てる時には、

○工事監理者を定めましょう

近年、施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルが、大きな社会問題となっています。

そこで、住宅の工事全体について、建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックをする工事監理が重要になってきます。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律により定められています。工事監理者は、建築主の代理人として設計図書どおりに工事が行われているかを確認し、欠陥工事などのトラブル防止に重要な役割を担っていますので、建築主は必ず工事監理者を定めてください。

○完了検査を受けましょう

工事が完了したときには、建築主は建物を使用開始する前に完了検査の申請をすることが法律により定められています。

この検査は、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかの確認を行う大事な検査ですので、必ず検査を受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば、「検査済証」を交付します。

★建築開発課 ☎ 1140、熊谷建築安全センター本庄 駐在（本庄県土整備事務所内） ☎ 213145

道路後退用地の寄付・無償使用のお願い

市では、幅員が4m未満の狭い道路を解消するため「本庄市道路後退用地等寄附採納に伴う分筆費用の補助金交付要綱」及び「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定し、道路中心線より2mの道路後退部分について、寄附又は無償使用の承諾をお願いしています。

寄附・無償使用の承諾をいただいた道路後退用地については、市で維持・管理を行います。

○寄附の場合

事前に分筆登記の手続きを行ったうえで、寄付していただきます。一定の要件を満たしていれば、分筆登記費用について補助金(上限15万円)を交付します。

○無償使用の場合

「後退用地の無償使用承諾書」を提出していただきます。

*お問い合わせは左記へ

★建築開発課 ☎251140、建設課 ☎251135



防火管理者資格取得講習会(新規講習・再講習)のお知らせ

児玉郡市広域消防本部では、次の資格を取得するための講習会を次のとおり実施します。

①甲種防火管理新規講習

学校、病院、工場、事業所、店舗その他多数の人が出入り又は居住する建物(収容される人の数が、不特定の人を収容する建物は30人以上、グループホームなどの社会福祉施設等は10人以上、その他の建物は50人以上)には、消防法で定める資格を持つ防火管理者を置く必要があります。

日時 7月21日(木)・22日(金)

午前9時20分～午後4時40分

会場 早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター

定員 100人(先着順)

費用 4,000円

申込期間 7月4日(月)～8日(金) 午前9時～午後4時30分

申込 申込書に証明写真(縦

2.5cm×2cm)を添付し、直接消防本部へ

②甲種防火管理再講習

劇場、飲食店、店舗、ホテル、病院など不特定多数の人

が出入りする建物(特定防火対象物)のうち、収容人員が300人以上で甲種防火対象物の防火管理者は、甲種防火管理講習の修了日から5年以内に再講習を受講する義務があります。

日時 7月14日(木) 午後1時30分～3時40分

会場 児玉郡市広域総合センター

定員 50人(先着順)

費用 2,000円

申込期間 7月4日(月)～8日(金) 午前9時～午後4時30分

申込 申込書に証明写真(縦

2.5cm×2cm)を添付し、甲種防火管理講習員修了証(新規又は再講習のもの)を持参のうえ、直接消防本部へ

*申込書は、児玉郡市広域消防本部及び各消防署で配布、又は児玉郡市広域市町村圏組合ホームページ(<http://www.kodamakouki.jp/>)からダウンロードできます。

*申し込み・お問い合わせは左記へ

★児玉郡市広域消防本部予防課 ☎4654

サマージャンボ宝くじ発売

サマージャンボ宝くじの賞金は、1等・前後賞合わせて3億円。2等も1億円。

発売期間 7月11日(月)～29日(金)

*この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

★(財)埼玉県市町村振興協会 ☎048-822-5004

セルデイ臨時休館のお知らせ

セルデイ(児玉中央公民館・児玉文化会館・図書館児玉分館)は、8月8日(月)をメンテナンスのため臨時休館としますのでご注意ください。

★セルデイ ☎78851



※声の広報(録音テープ)の貸し出し・ホームページでの公開を行っています。

★秘書広報課 ☎251155

老人福祉センターつきみ荘の休館日	☎23696
7月4日(月)・11日(月)・19日(火)・25日(月)・8月1日(月)・8日(月)	
余熱利用施設湯かっこの休館日	☎28126
7月4日(月)・11日(月)・19日(火)・25日(月)・8月1日(月)・8日(月)	
ボートレース戸田(埼玉県都市競艇組合主催)開催日程	
6日(水)～10日(日)、29日(金)～8月2日(火)	
※本庄市は埼玉県都市競艇組合に加入しており、組合からの配分金をさまざまな事業に活用しています。	

今月の納税納付[納期限: 8月1日(月)]			
・固定資産税	2期	・国民健康保険税	1期
・介護保険料	1期	・後期高齢者医療保険料	1期
口座振替が便利です。ぜひご利用ください。			
—市税夜間収納窓口のお知らせ—			
日時	7月5日(火)・8月5日(金)	午後5時15分～7時	
場所	・市役所1階	収納課 ☎1120	
	・総合支所1階	市民福祉課税務係	
		☎1331(内線322)	
※市役所へお越しの際は庁舎東側の夜間休日受付通用口を、総合支所へお越しの際は正面玄関をご利用ください。			